

相談・申請

- ・介護保険やサービスの利用については、市町村と東京都では23区の特別区（以下、市区町村）の介護保険担当窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に相談することができます。
- ・サービスの利用を希望する場合は、市区町村の介護保険担当窓口で介護保険被保険者証を添えて「要介護（要支援）認定」の申請をします。
- ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設に申請の代行を依頼することもできます。

要介護（要支援）認定

訪問調査

- ・市区町村の認定調査員が訪問して聞き取り調査を行います。
- ・全国共通の認定調査票に基づいて、申請者の心身状態などの聞き取り調査が行われます。



一次判定

- ・訪問調査の結果に基づき、コンピューター判定が行われます。



医師意見書

- ・かかりつけ医に申請者の疾病の状態、特別な医療、認知症や障害の状況について意見を求めます（市区町村が依頼します）。



二次判定

- ・介護認定審査会において、一次判定結果、概況調査、医師意見書などを踏まえ、どのくらいの介護が必要か審査を行います。



認定・結果通知

- ・要介護1～5、要支援1・2、非該当（自立）の8つの区分に認定されます。
- ・非該当（自立）と認定された方は、介護保険サービスを利用することができません。
- ・原則として、申請から約30日で結果が通知されます。
- ・要介護認定の有効期間は、原則として6か月間です。有効期間の終了前に更新申請が必要になります。



要介護1～5の場合

介護サービス利用計画（ケアプラン）の作成

- ・居宅サービスの利用を希望する場合は、居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼します。
- ・施設入所を希望する場合は、ケアプランの作成は必要ありません。



要支援1・2の場合

介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成

- ・介護予防サービスの利用を希望する場合は、地域包括支援センターに介護予防ケアプランの作成を依頼します。



サービスの利用

- ・申請者は、サービス事業所と契約を結び、ケアプラン（介護予防ケアプラン）に基づいてサービスの利用を開始します。
- ・施設入所を希望する方は、施設へ入所します。
- ・サービスの量や内容等については、利用開始後も一定期間ごとに確認を行い、必要に応じて見直しを行います。

